

## 令和7年度相談支援事業報告及び令和8年度実施計画

相談支援事業所名(社会福祉法人三田谷治療教育院 芦屋市障がい者就労支援事業)

### (1) 現状報告と相談支援を通して見えてきた課題等について

#### 現状報告

##### 1) 相談件数実績

◆登録者【R6年度】314名 内訳: 身体38名, 療育88名, 精神157名, 発達29名, その他2名  
 【R7年度】317名 内訳: 身体37名, 療育91名, 精神159名, 発達28名, その他2名

|            | 就労に向けて | 職場定着支援 | 日常生活支援 | 就業と生活支援 | 合計    |
|------------|--------|--------|--------|---------|-------|
| 相談回数(R6年度) | 256    | 591    | 305    | 613     | 1,765 |
| 相談回数(R7年度) | 270    | 480    | 288    | 562     | 1,600 |

◆就職者 令和6年度 15名(一般就労), 2名(就労継続支援A型事業所)  
 令和7年度 12名(一般就労), 2名(就労継続支援A型事業所)

##### 2) 概要

相談支援事業の機能強化事業として芦屋市障害者等相談支援事業実施要綱に基づき実施。就労に関連する相談支援全般と専門機関の紹介を行う。芦屋市保健福祉センターにおいて国の事業である阪神南障害者就業・生活支援センター事業と連携し実施。対象者は芦屋市に在住する障がい児・者及びその保護者等関係者で、紹介機関は、相談支援事業所、就労移行支援事業所、職業訓練校、ハローワーク等からが多い。相談内容としては、就職活動を始めるにあたっての相談や支援、職場での対人関係の相談、就業に関わる生活面(金銭面や健康に関する)に関する相談が多く、他機関との連携を図り対応している。

##### ・相談を通して見えてきたこと

就労の相談は近年の社会情勢とともに家族構成や生活状況により、複雑かつ多様化している。例年同様、一般企業の障がいのある人の専用求人、就労支援、職業準備性を整えるための訓練など必要な機関の情報提供、職場見学、企業実習の同行支援も行い他機関連携も図った。令和7年度の新規登録者傾向としては、就労定着支援事業の利用期間満了後に継続的な支援を希望される方やハローワーク、企業から支援機関の紹介を受け登録に至るケースがあり、阪神南障害者就業・生活支援センターとの連携や協力により待機期間なく対応することができた。また、相談内容については就職後に職場内の人間関係のトラブルから体調を崩し休職するケースや就労準備性を整えるよりも早期に就職したいという気持ちが先行し、就職したが結果的に年度内に離職に至るケースがあった。生活リズムが崩れると就業にも影響が出る傾向があることから、継続的な就労が可能な心身の回復、社会的なコミュニケーションを図れるように助言及び情報提供を行った。企業からの相談は、令和8年7月から障がいのある人の法定雇用率が上がることを見越した増員、新たに障がいのある人の雇用を始めるにあたり雇用管理体制を構築するために社内障がいのある人や障がい特性への理解と対応方法について相談があった。

また、令和7年10月から新たに就労選択支援が始まり、近隣市を含めた事業所から実施状況の情報提供を求められ、一般相談事業からの情報を受け対応した。他市と情報交換を行ったり、全国で実施されたモデル事業の事例研修会に参加し、情報収集を行った。

その他の取り組みとしては、芦屋市まるっと説明会、実務者会の参加、阪神南障害者就業・生活支援センターと協力して支援機関や当事者へのセミナーを実施した。

### (2) 令和8年度の体制及び実施計画

#### 1) 体制

管理者: 堺 敦

就労支援員: 森田 祐希

#### 2) 実施計画

- ①当事者セミナーなどを通して安定した職場定着に繋がるよう関係機関とチーム支援を行う。
- ②ハローワークや阪神南障害者就業・生活支援センターと協力し、企業の障害者雇用の促進を図る。